

平成 24 年度税制改正に関する要望

平成 23 年 6 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は長期にわたり低迷を続けており、今後も、我が国における少子高齢化の進展及び継続的な人口減少と、それを上回る速度で労働力が減少することが見込まれています。

また、本年 3 月に発生した東日本大震災は、未曾有の巨大地震・津波により甚大な人的及び物的損失をもたらし、我が国は戦後最大の困難に直面しています。かかる困難は、国民が一致団結し、総力を結集することにより、必ず克服できるものと信じておりますが、経済活動への悪影響やその復興のために必要とされる財政政策による公的債務問題など、その先行きには多くの不安要素を抱えている状況といえます。

こうした中、復興のための諸施策が最優先課題であることはもとより、中長期的には国民一人ひとりの生活を向上させ、かつ、その安定的かつ持続的な成長を実現していくことが我が国経済の最重要課題といえます。

そのためには、経済の重要なインフラであり、家計の資産運用と企業等の資金調達を連携する機能を担う証券市場を、公正で透明性が高く、活力があり信頼できる市場として整備及び確立することが急務となっています。また併せて、成長著しいアジア地域の成長エネルギーを取り込み、市場を通じた内外資金フローを拡大することにより我が国経済の発展を図る観点から、我が国金融資本市場の国際競争力の強化も喫緊の課題となっています。

証券界では、こうした認識のもと、重要インフラである金融証券税制について、その実現に相応しい制度改革が必要と考えます。

個人を含む幅広い投資者による金融商品への投資を促進すべく、頻繁な制度変更や複雑な条件付加は極力避け、恒久的でわかりやすく簡素な税制を提供するとともに、金融商品間の中立性に配慮された、投資リスクの軽減ができる税制を目指すべきと考えます。具体的には、総合課税ではなく現行の分離課税を前提とした制度改革を目指すべきと考えます。

また、少子高齢化の進行や人口減少という社会構造の変化を見据え、将来的には、例えば、企業年金を始めとする私的年金のより一層の拡充策や、教育のための税制優遇制度の創設など、より豊かで活力に富んだ社会を構築するための制度のあり方についても検討していくべきであると考えます。

なお、先般、政府及び与党では「社会保障・税番号要綱」を取りまとめたと

ころですが、単に社会保障や税務など行政分野だけの利用にとどまらず、実務的な課題を十分に検証したうえで、例えば口座開設時等における告知及び本人確認の簡素化など、国民及び金融商品取引業者等についてもそのメリットが享受できるよう「番号」の利用場面を拡大すべきと考えます。

つきましては、平成 24 年度税制改正に関しまして、次の事項（注）を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

（注） 本件要望事項につきましては、昨年 12 月 16 日に閣議決定されました「平成 23 年度税制改正大綱」に盛り込まれた金融証券税制の改正項目に係る税制改正法案が成立することを前提としております。

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 外国市場デリバティブ取引（カバードワラントを含む。）の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること
3. 特定口座において上記 1. 及び 2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
5. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を 3 年間から 7 年程度に延長すること

（注1） 上記 1. 及び 3. を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること

（注2） 公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること

（注3） 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも

対象とすること

- (注4) 非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること

Ⅱ. 個人投資者の利便性等に配慮した日本版 ISA の簡素化等に係る措置

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版 ISA）について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

Ⅲ. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 特定振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である一定の要件を満たす海外証券業者等を除外すること
2. 特定振替社債等及び民間国外債に係る「特殊関係者届出書」等の提出時期を見直すこと
3. 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること

Ⅳ. 相続・贈与・遺贈に係る税制措置

- 経済金融情勢の急変や大規模災害等による市場価格の急激な下落などの不慮な事象への対応として、株式及び株式投資信託の相続、贈与又は遺贈について、その評価額を「現行制度の 70%相当額」又は「課税時期から起算して 1 年前の日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

Ⅴ. 投資信託等に係る税制措置

1. 外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 の適

用対象とすること

2. ETF（特定株式投資信託）の償還について有価証券に加え、有価証券と金銭との混合、現金による償還を可能とすること
3. 投資法人等に係る宅地等取引の場合の不動産取得税の軽減措置（宅地等の課税標準を 1/2 とし、土地・住宅の税率の本則 4%を 3%に軽減するもの）を延長すること
4. 投資法人に課されている支払配当損金算入要件の一つである SPC 等への出資規制を撤廃又は緩和すること
5. 投資法人において、税法で定める配当要件（90%超配当要件）を満たした分配を行った場合には、当該投資法人の当該期に上げた収益については法人税の課税を免除し、分配後に投資法人に残された残余の未払い収益について法人税の支払が発生することなく内部積立を可能とすること

Ⅵ. 確定拠出年金制度に係る税制措置

1. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
2. 「災害時特別引出制度」及び「災害時特別融資制度」を導入すること
3. 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること
4. 拠出限度額の水準を引き上げること
5. 加入対象者を拡大すること

Ⅶ. 勤労者財産形成住宅/年金貯蓄に係る税制措置

1. 勤労者財産形成住宅/年金貯蓄について、退職等の不適格事由が生じた日から起算して 2 年を経過する日以前に支払われる利子又は収益の分配等は非課税とすること
2. 勤労者財産形成住宅貯蓄について、退職等の不適格事由が生じた日から起算して 2 年を経過する日以前の適格払出しは非課税とすること

Ⅷ. 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1. 贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること

2. 以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること
 - ① 相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等（被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む）
 - ② 上場等の日の前に取得した上場株式等
 - ③ 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等
3. 特定口座のみなし廃止制度を廃止すること
4. 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客に対する特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること

IX. 国際課税に係る税制措置

1. 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないこと
2. 租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」（第 66 条の 6 以下）に関して、「請求権勘案直接保有株式等の占める割合」を判断する時点を規定する租税特別措置法施行令第 39 条の 19 第 8 項等の適正化を図ること

X. 告知及び本人確認等に関する税制措置

1. 税法上の告知において必要とされる本人確認書類の範囲を拡大すること
2. 既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること
3. 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること
4. 本人確認書類の提示及び提出につき電子メールやインターネット等の電磁的方法による提示及び提出を認めること

XI. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

1. 金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
2. 日本版 ISA の導入は、社会保障・税に関わる番号制度の開始以後とし、顧客から告知を受けた「番号」を日本版 ISA の重複確認手続において利用するなど、「番号」により日本版 ISA に係る非課税口座の開設手続を簡素化すること
3. 「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること

XII. その他

- 日本版 ESOP の受益者が、当該日本版 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること

以 上

平成24年度税制改正に関する要望
【主要項目説明資料】

平成23年6月
日本証券業協会

重点要望事項

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

II. 個人投資者の利便性等に配慮した日本版ISAの簡素化等に係る措置

III. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

IV. 特定口座の利便性向上に係る税制措置

V. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

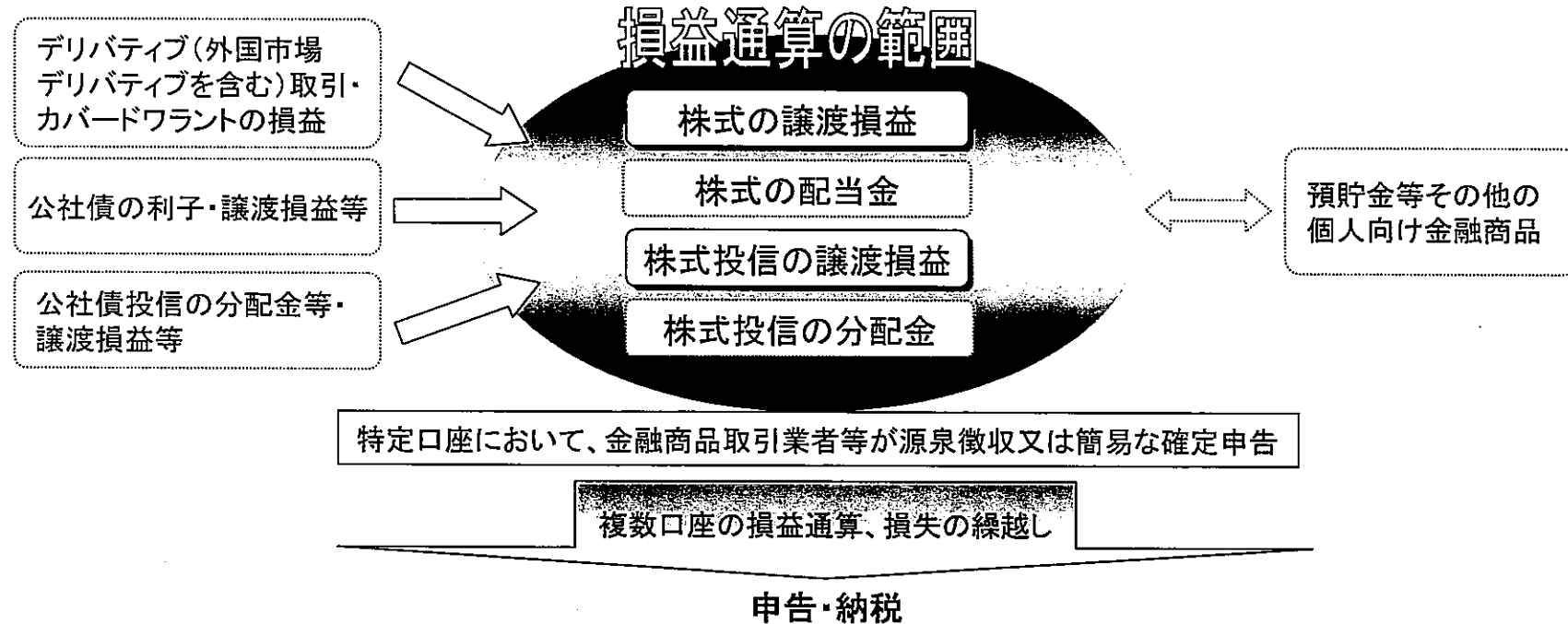
【基本的視点】

- ①個人投資者に簡素でわかりやすい税制
- ②金融商品間及び間接金融と直接金融の間の中立性に配慮した税制
- ③損益通算の範囲を拡大することにより、投資リスクの軽減ができる税制

要 望

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 外国市場デリバティブ取引(カバードワラントを含む。)の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること
3. 特定口座において上記1. 及び2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
5. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

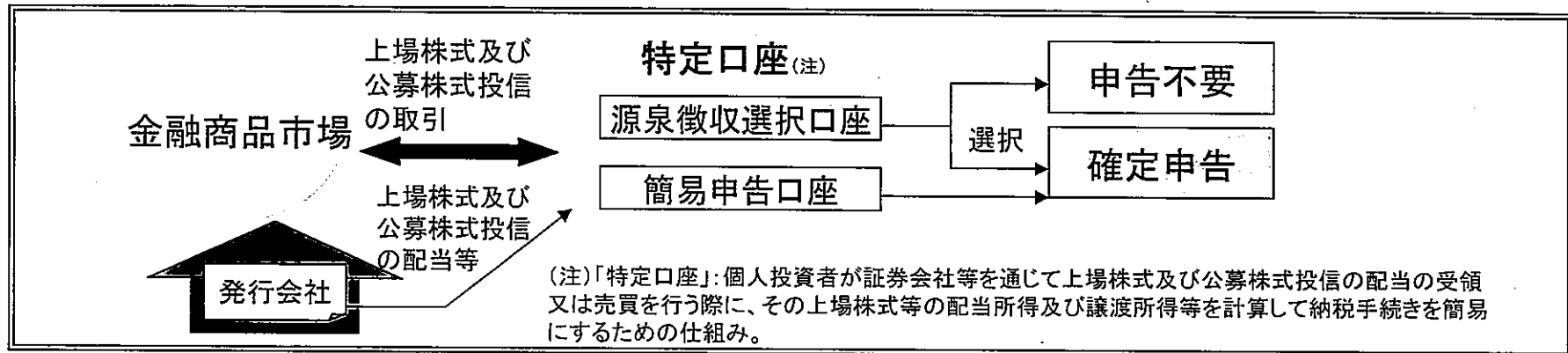
金融所得の一体化のイメージ



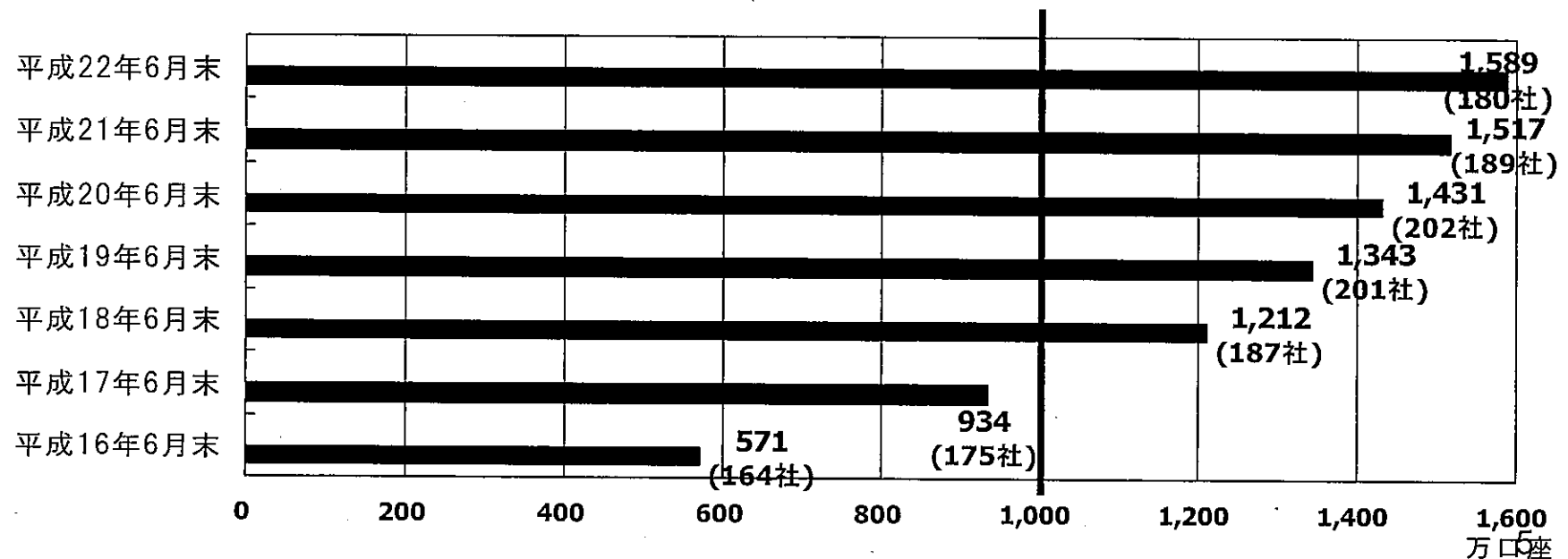
【留意点】

- (1) 投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。
- (2) 公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債を対象とすること。
- (3) 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく、非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること。
- (4) 非課税主体(非居住者又は外国法人及び金融機関等)が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除(非課税)とすること。

特定口座制度について



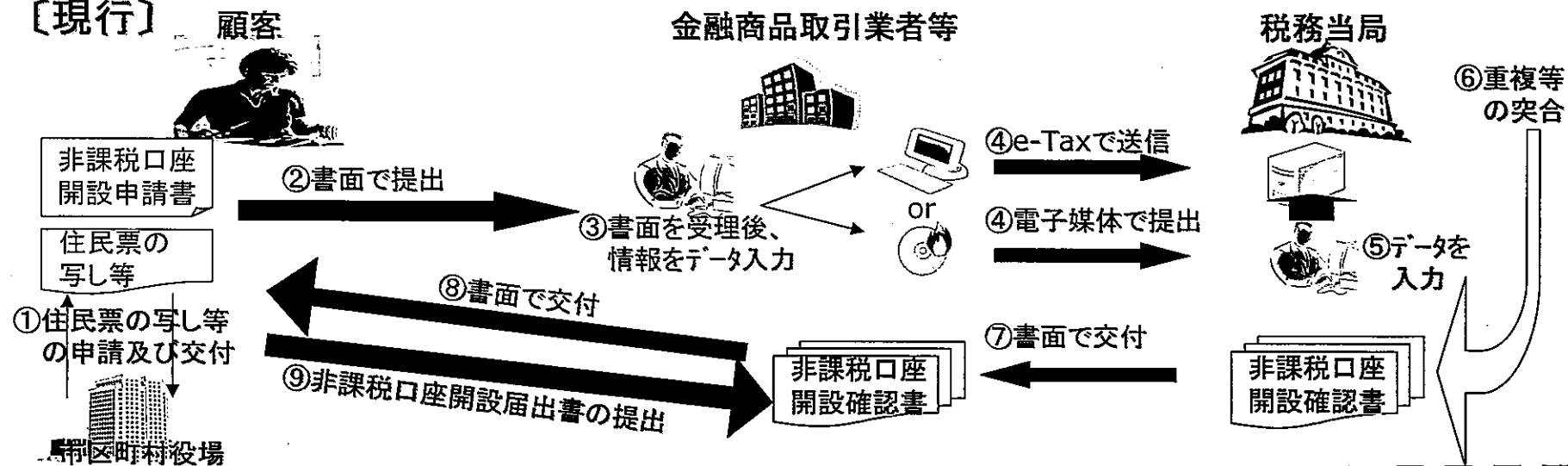
全国証券会社の特定口座数の推移について



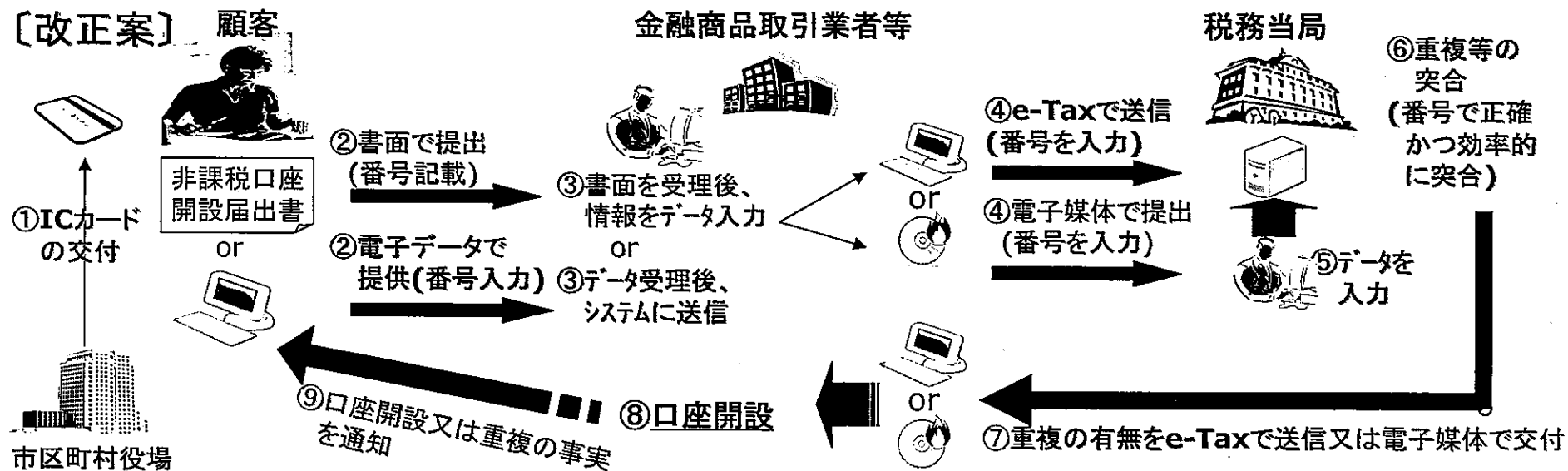
Ⅱ. 個人投資者の利便性等に配慮した日本版ISAの簡素化等に係る措置

日本版ISAの導入は、社会保障・税に関わる番号制度の開始以後とし、顧客から告知を受けた「番号」を日本版ISAの重複確認手続きにおいて利用するなど、「番号」により日本版ISAに係る非課税口座の開設手続きを簡素化すること〔V.でも同じ要望を行う〕

〔現行〕



〔改正案〕



「番号」により日本版**ISA**に係る非課税口座の開設手続を行うことのメリット

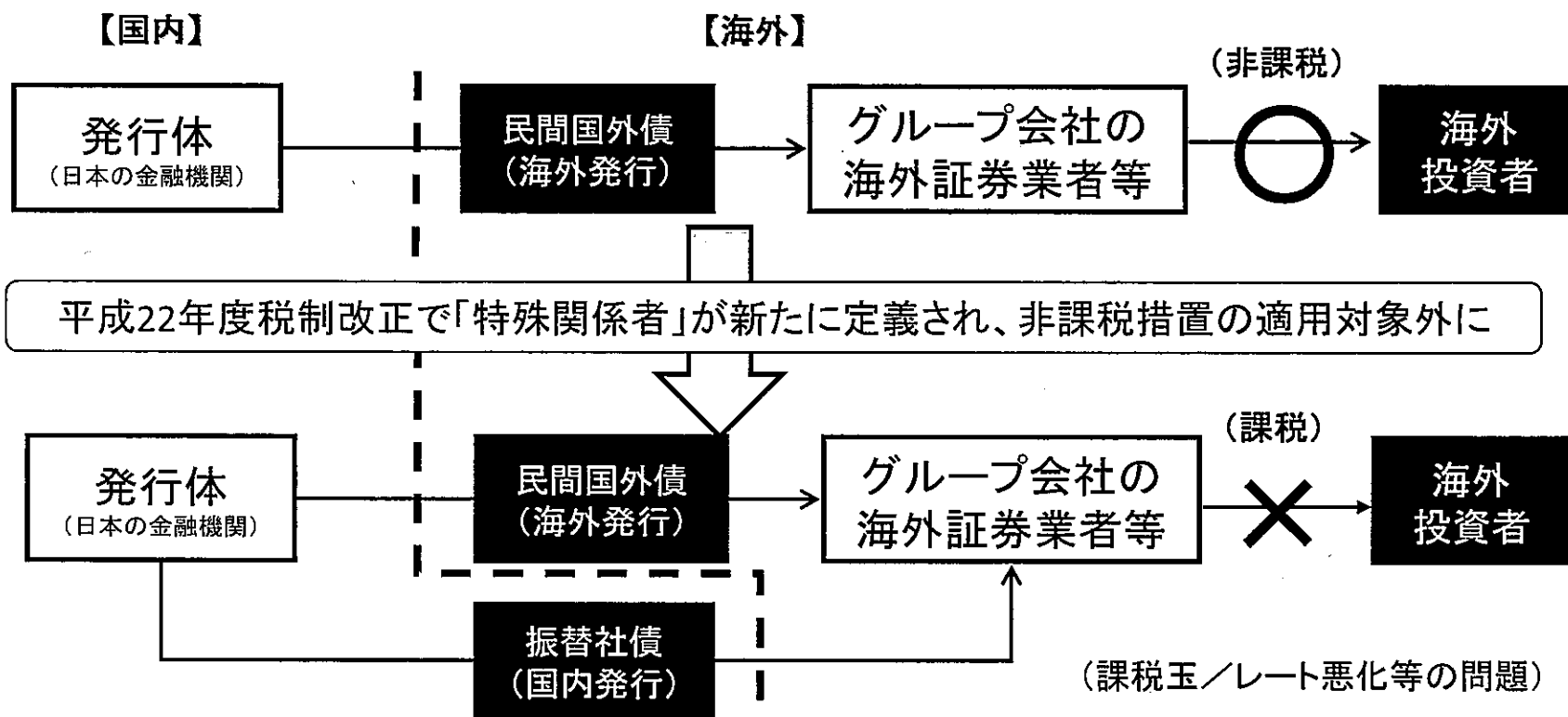
- 住民票の写し等の申請手続の省略
 - 市区町村の窓口の混乱緩和、顧客のコスト削減
 - 書面による手続の省略
 - 税務当局への提出情報の簡素化
(顧客と金融商品取引業者等の間で授受する資料の電子化)
 - 個人情報情報の漏洩リスクの低減
 - 書面の授受は漏洩リスクが高い
 - 「番号」をキーとした本人確認の実現
 - 正確かつ効率的にISA口座の重複開設を防止
- ⇒ **スピーディかつ簡素なISA口座の開設手続が実現**

その他、個人投資者の参加拡大のため国民に広く投資機会を提供するとともに、自己資産形成のため幅広い層が利用できる制度とするための拡充策として次の措置を講じることを要望する。

- ・ 非課税口座内での再投資(リバランス)を実現
- ・ 累積投資額の引き上げ 等

Ⅲ. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

特定振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である一定の要件を満たす海外証券業者等を除外すること



グループ会社である海外証券業者等が「特殊関係者」に該当することとなり、親会社である金融機関の発行する債券について課税されるため、引受けやトレーディング目的で行う一時的な保有等に支障を来たすおそれ

〔改正案〕

- 外国の法令に準拠して当該国において金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を営み、次の要件を満たす外国法人であって、特定振替社債等又は民間国外債の引受け又はマーケットメイクを行う主体については、特殊関係者から除外すること
 - ① 当該外国法人が、当該国において、有価証券関連業を行うに必要と認められる営業所又は事務所を有していること(実体基準)
 - ② 当該外国法人が、当該国において、有価証券関連業の管理、支配及び運営を自ら行っていること(管理支配基準)(注) 上記要件に、「国税庁長官に特殊関係者から除外する海外証券業者等を事前に届出を行い、その承認を必要とすること」を要件として追加することも考えられる。
- 租税特別措置法第6条に規定する「特殊関係者」について、租税条約で利子が免税とされる金融商品取引業者、銀行及び保険会社が除外されることを明確化すること
(参考)

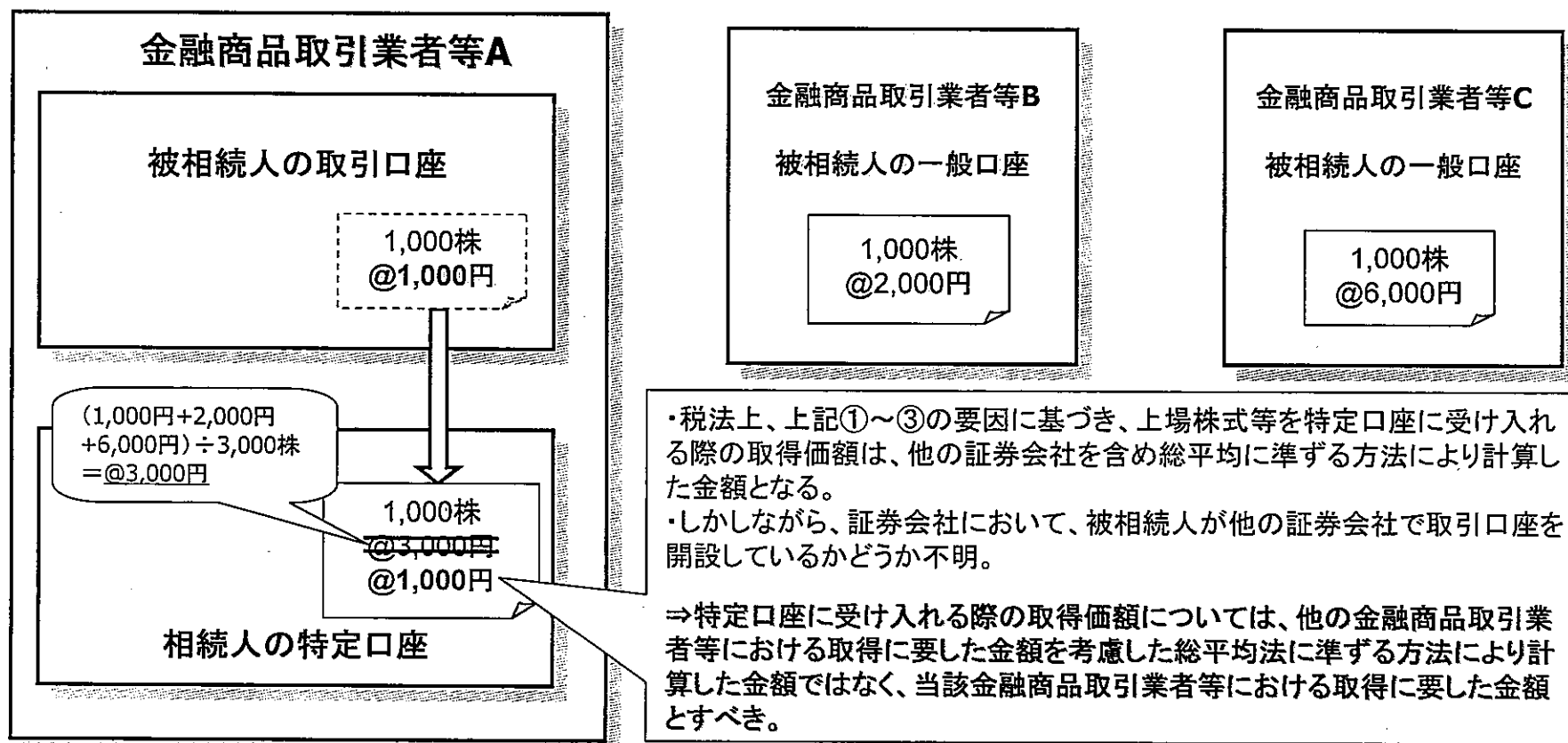
非居住者又は外国法人が受ける利子等が非課税となる「特定民間国外債」となるための要件は次の2点(租税特別措置法第6条第10項各号)。

 - ① 発行者が締結する引受契約等(募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものに関する契約を含む。)に、引受人等は、居住者、内国法人(国内金融機関等を除く。)並びに発行者の特殊関係者である非居住者及び外国法人に対し、当該引受契約等に基づく募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあること
 - ② 民間国外債の券面及び発行目論見書に、居住者、内国法人又は発行者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人が当該民間国外債の利子を受ける場合に、当該者が支払を受ける利子について所得税が課される旨の記載があること

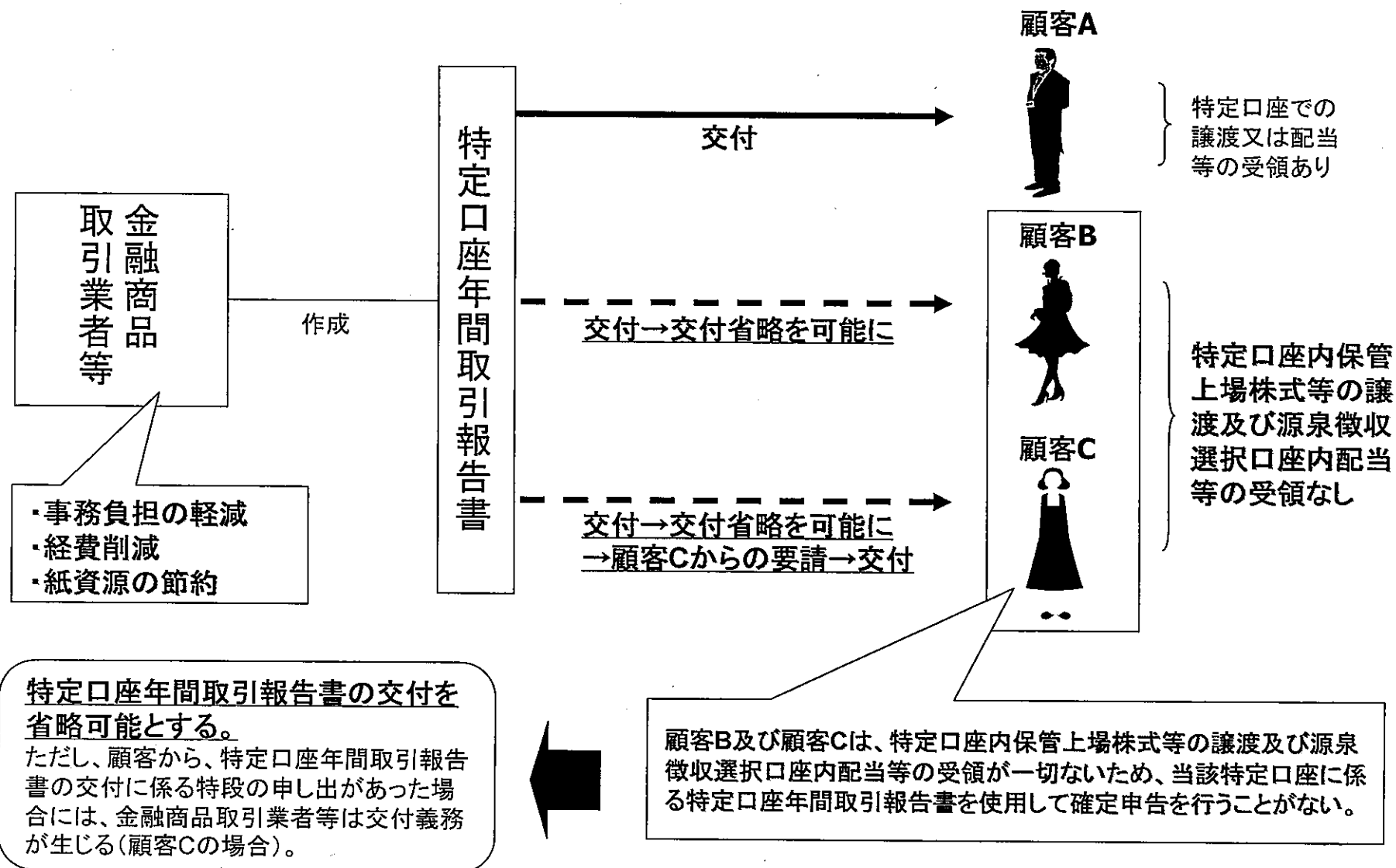
IV. 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

以下の上場株式等を特定口座を受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること

- ① 相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等（被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む）
- ② 上場等の日の前に取得した上場株式等
- ③ 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等



年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客に対する特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること。



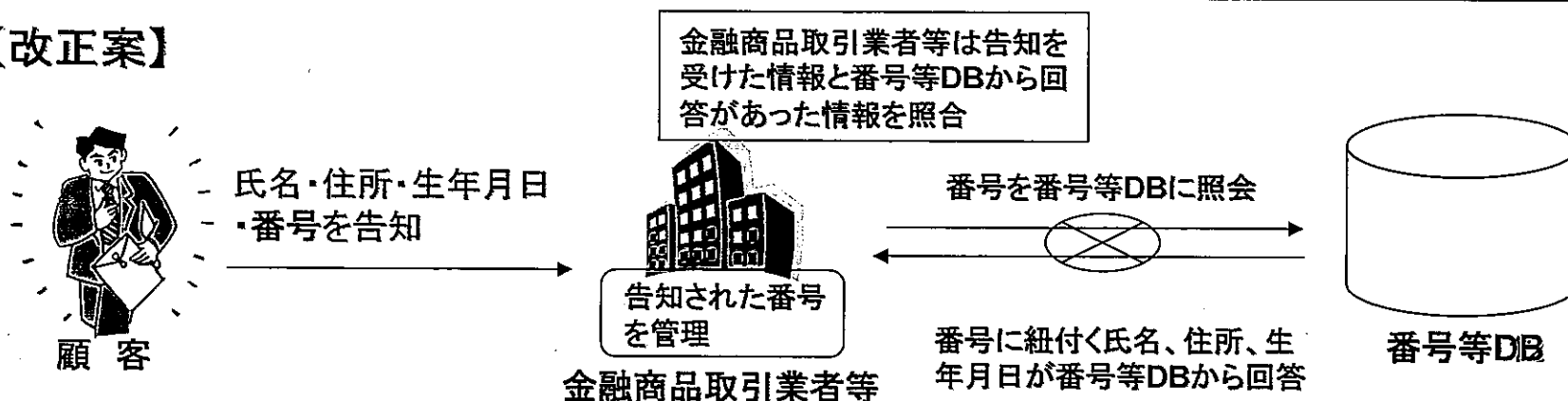
V. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること

● 取引口座の新規開設時における取扱い 【現行】

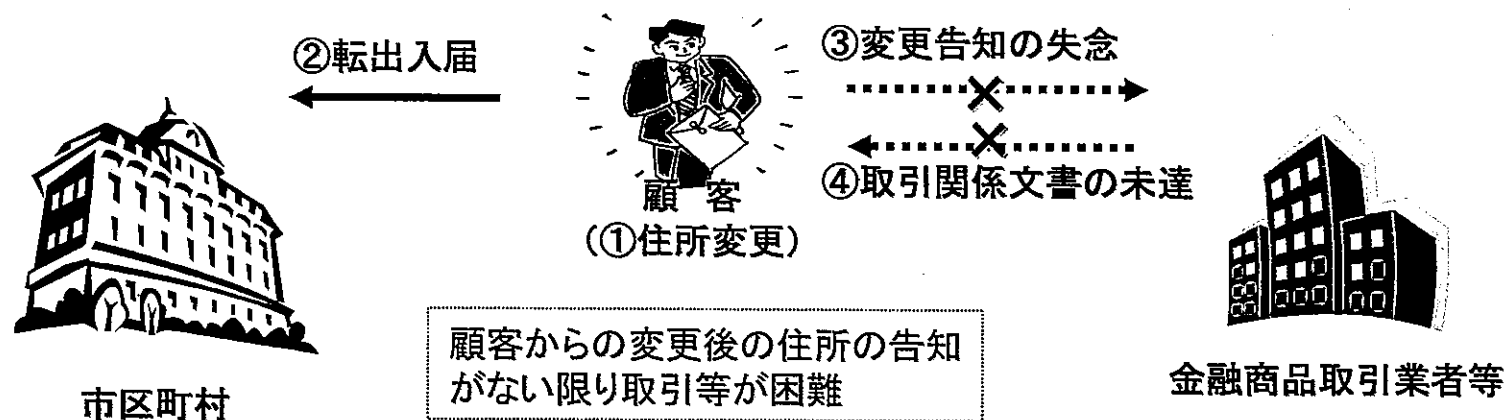


【改正案】

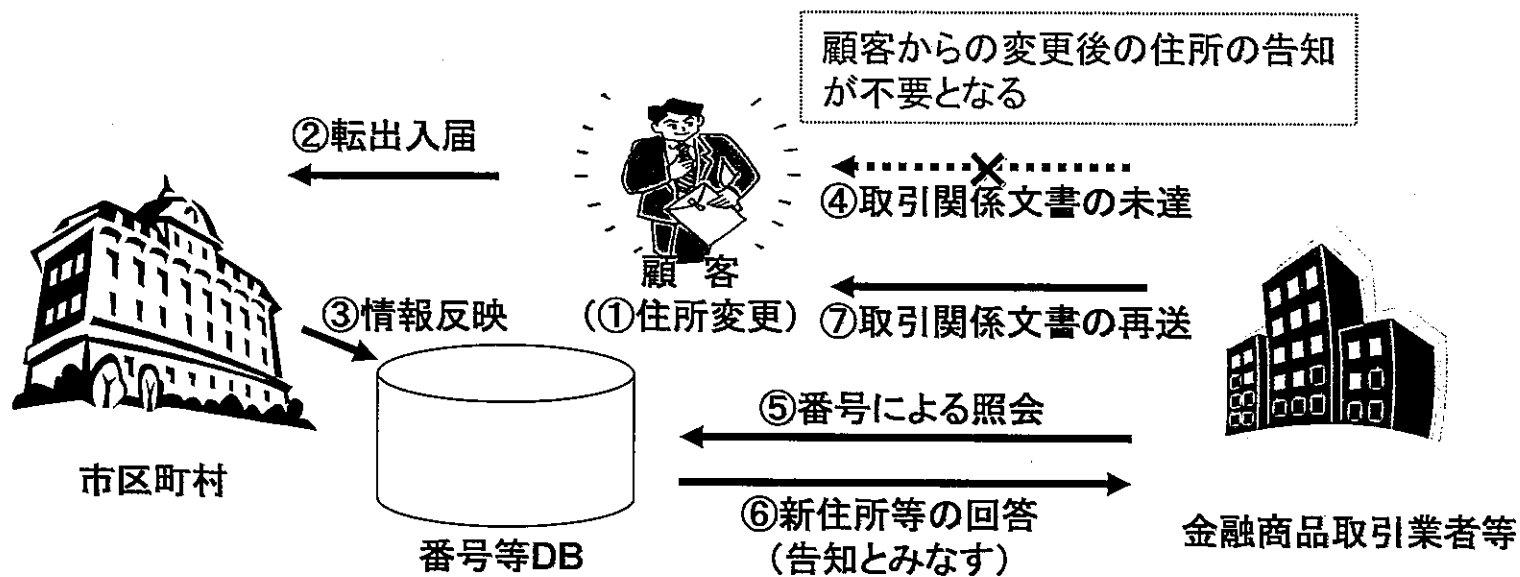


●住所等の変更時の取扱い

【現行】



【改正案】



○ 相続・贈与・遺贈に係る税制措置

○ 投資信託等に係る税制措置

- ・ 外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること 等

○ 確定拠出年金制度に係る税制措置

- ・ 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ・ 「災害時特別引出」及び「災害時特別融資」を導入すること 等

○ 勤労者財産形成住宅/年金貯蓄に係る税制措置

○ 国際課税に係る税制措置

- ・ 非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設としないこと
- ・ 租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」（第66条の6以下）に関して、「請求権勘案直接保有株式等の占める割合」を判断する時点を規定する租税特別措置法施行令第39条の19第8項等の適正化を図ること

○ 告知及び本人確認等に関する税制措置

- ・ 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること 等

○ その他

- ・ 日本版ESOPの受益者が、当該日本版ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること

「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」報告書 ～ さらなる信頼の向上に向けて ～

資料 5

日本証券業協会
平成23年6月

検討の背景

我が国が直面する課題

- 東日本大震災からの復旧・復興
- 産業構造の転換や少子高齢化の進行
- 財政悪化と社会保障制度の限界

■ 我が国経済の新たな発展と、国民生活における豊かさの維持・向上を両立させていくためには、今こそ、多くの国民に証券市場に目を向けていただく必要がある。

アンケートを通じた課題設定

- 証券市場の利用者等の視点に立って検討課題を導き出すため、平成22年10月中旬から約1か月間、大規模なアンケート調査を実施した。
- アンケートで寄せられた4万1千件を超える利用者・未利用者からの声を基に、検討を行った。

市場仲介者と投資家のより強い信頼関係の構築

取り組むべき課題

(1) 顧客からのより一層の信頼確保

- ① 顧客重視のマインド育成等
 - － プロフェッショナルとしての責任感や顧客重視のマインドを持った営業員を育成していくような取組み等
- ② 複雑な金融商品の勧誘・販売
 - － 顧客の状況に応じた、きめ細かで柔軟な勧誘・販売
- ③ わかりやすさの向上
 - － 契約締結前交付書面や広告のわかりやすさの向上

【日証協への提言】

- プロフェッショナルとしての意識を持った営業員を育成するための研修内容の工夫
- 契約締結前交付書面や広告などについて、より良いものとするための検討

(2) 金融リテラシーの向上

- ① 学校向け
 - － 金融経済教育の推進を国の基本的政策と位置付け、義務教育の早い段階から実施していくための取組み
- ② 投資家、一般消費者等向け
 - － 国民が投資や資産運用について正面から取り組んでいくための支援

今後の社会構造の変化を見据えた適切な対応の促進

取り組むべき課題

(1) 少子高齢化に応じた新たな証券税制の構築

- － 老後資金や教育資金のための自助努力を始め、国民の少額投資による資産形成を適切にサポートする施策

【日証協への提言】

- 今後の我が国における社会構造の変化等を見据えた、中長期的な観点からのあるべき証券税制の検討

(2) 投資信託に期待される役割

- － 個人の長期投資・貯蓄ニーズに応える長期的かつ安定的な投資商品の組成
- － 投資家が運用成果を客観的に判断するために必要な運用成績の比較情報などの適時適切な発信

【日証協への提言】

- これまでの金融・証券知識の普及活動を整理した上で、今後一層推進していくための体制の構築
- 学習指導要領における記載のさらなる拡充に向けた継続的な働きかけと教育現場への具体的な提案
- 教育の専門家と金融の専門家とを繋ぐ研究分野の横断的な組織(例えば学会など)の立上げの検討

投資家がより一層信頼できる投資環境づくり

取り組むべき課題

(1) 未公開株や社債を用いた詐欺の未然防止

- － 高齢者層に対する適切な情報提供や、証券会社等の外務員に対する対外的な認知度向上

【日証協への提言】

- 外務員がプロフェッショナル意識を持ち、外部からも有資格者であることが判別できる仕組みの検討

(2) 不公正取引の排除

- － マーケット・メカニズムがより機能した形で市場が本来持つ資金調達機能が発揮されるための取組みの検討

【日証協への提言】

- インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な取組みと、公募増資に関連した不公正な取引への対応

(3) 日証協の広報活動のあり方

- － インターネットの有効活用やマスメディアとの対話の促進、我が国証券市場の国際的なプレゼンスの向上等

【日証協への提言】

- 一元的で、真に業界と日証協にとって効果のある広報を行うための体制の構築
- 協会員各社における積極的な情報発信の支援

内部者取引の未然防止のための J-IRISS の活用に関する検討報告

平成23年6月14日

日本証券業協会

全国証券取引所

I はじめに

- 証券市場は、我が国経済における公共財であり、誰もが公正なルールのもとで安心して取引ができることが第一に求められ、かつ、その状況が堅持されるべきである。

したがって、証券市場の公正性を確保するために、証券会社が市場仲介者として適切なゲートキーパーの役割を果たすことなどを含め、市場関係者が協力して証券市場における不公正取引とりわけ内部者取引を未然に防止する取組みは大変重要であると考えらる。

これまでも内部者取引を防止するためにさまざまな取組みが行われてきているが、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関し、具体的な検討を行うため、本年1月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置し、5回に亘り検討を重ねてきたところである。

今般、検討チームにおける検討内容と検討結果について以下のとおり取りまとめた。

II 検討内容及び検討結果

1. J-IRISS の重要性の確認

（1）内部者取引の未然防止

内部者取引等の不公正な取引を防止し、証券市場の公正性を確保するためには、検査当局あるいは自主規制機関による事後的な検査での摘発だけでなく、このような取引を未然に防止する事前の措置こそ重要であると考えらる。

現在、証券会社においては、その顧客のうちの上場会社役員及びその同居親族等

による内部者取引の未然防止を図る目的から、これら要件に該当する顧客の氏名、生年月日、住所、所属会社名などを記録した「内部者登録カード」を整備し、同カードを活用して該当する顧客が自社株式等を取引する際に「所属会社の未公表の重要情報」を有していないかを確認しているところである。これにより、顧客による内部者取引に対しての注意喚起が行われることになり、その未然防止として大きな役割を果たすことが期待されている。

(2) J-IRISS の重要性

上記のとおり、証券会社が内部者取引の未然防止の役割を十分に果たすためには、内部者登録カードの整備、充実が不可欠である。しかしながら、上場会社役員である顧客が取引口座約款に基づき、自ら「上場会社役員であること又は役員になったこと」を証券会社に届け出るケースは必ずしも多くはなく、また、外部の情報ベンダーによる情報では役員の属性に関する情報（住所情報）の入手が困難である。したがって、証券会社がその顧客のうちの上場会社役員及びその同居親族等の情報を適切に把握、管理するためには、住所情報を有する J-IRISS との照合を通じて、内部者登録カードを整備することが最も有効かつ効率的な方法である。

以上のことから、検討チームでは、J-IRISS は内部者取引の未然防止という目的のための重要なインフラであるという認識を共有し、確認した。

2. J-IRISS の現状の確認

(1) 登録上場会社数の推移

内部者取引の未然防止のためのインフラとして J-IRISS が最も有効かつ効率的であるものの、実際にすべての上場会社が J-IRISS に役員情報を登録しているわけではない。

J-IRISS は、平成 21 年 5 月 25 日に稼働開始し、当初は右肩上がりで登録会社数が増加していたものの、現在は 1,827 社に留まっているところである。これは、稼働後約 2 年になろうとする現時点においてようやく全上場会社のほぼ半数（注）という水準である。

（注）全上場会社数 3,621 社に対する登録会社数 1,827 社は約 50.4%（平 23. 6. 13 現在）。

(2) 登録が進まない理由

上場会社がJ-IRISSに登録しない理由としては、①既に社内規則が整備され役職員の自社株式売買が禁止されているため、あるいは一定の社内手続き(チェック体制)が設けられているため、登録の必要性を余り感じない、②J-IRISSに対する認識が不足している、③情報セキュリティや個人情報の取扱いの面で不安がある、④他の上場会社の動向を見極めている段階であるなどが挙げられている。

これらの理由に関しては、例えば①に指摘された自社株式の売買禁止に関しては、社内規則により制限を加えたとしても、役職員が当該社内規則を看過してしまった場合等には内部者取引が発生する可能性は否定できないことから、社内規則の整備のみでは万全なものとは言えないと思われる。また、②については、J-IRISSへの登録は上場会社にとっても内部者取引防止等のコンプライアンス遵守に関するアラームシステムとして利用できるなどのメリットがあることから、その点についてより一層の説明が必要ではないかとの意見が出された。実際、上場会社のなかには、社内規則の整備を行った上で、J-IRISSに登録する会社も多数存在している点は、まさに二重予防策を講じていると言える。

さらに、③の情報セキュリティや個人情報の取扱いについては、そもそも上場会社が登録した役員の住所情報等を証券会社が直接閲覧できないことや、相当なセキュリティレベルを確保した東京証券取引所のシステム基盤の上に構築されたシステムであることなどの説明が不足しているのではないかと指摘もあった。

日本証券業協会及び各証券取引所では、これまでも上場会社向けの説明会開催や登録要請書の送付など様々な方法で上場会社に登録を要請してきたが、検討チームでは上記の登録が進まない理由等を含め、J-IRISSの現状を踏まえたうえで、今後の登録促進に向けたより実効性ある具体的な施策を検討することとした。

3. 具体的な施策の検討

(1) 上場会社にとってのメリット

検討チームでは、具体的な施策の検討に当たっては、J-IRISSに登録することによる上場会社にとってのメリットをあらためて洗い出し、それを具体的な施策の中

で強くアピールしていく必要があるとの考え方で合意した。

そのうえで、具体的な上場会社にとってのメリットとして、①法令遵守態勢の整備、②いわゆるレピュテーションの向上の観点から検討した。

その結果、主たるメリットとしては次の事項があり、これらを強調していくことによって登録への理解が得られやすくなるのではないかと意見が大勢を占めた。

- J-IRISS は、自社の役職員又はその同居親族による内部者取引の未然防止に役立つものであり、言い換えれば役職員及びその家族を法令違反から守るツールである。
- そして、上場会社が社内規則を定め、役職員に対してその遵守を求めるだけではその実効性を確認しがたいが、J-IRISS に登録を行えば、証券会社という第三者を通じてその実効性を担保することができる。
- その面から言えば、J-IRISS は既に自社株式の売買を禁止している上場会社にあっても、外部に設置した法令遵守のためのアラームシステムとして、万一役職員による内部者取引が行われた場合のレピュテーションの毀損を未然防止する機能が期待できる。
- 未然防止の旗振り役であるべき上場会社の役員が、未然防止に積極的な姿勢を示すことによって、当該会社の職員に対する啓蒙的效果が期待できる。

(2) 現状に対する問題意識

検討チームでは、登録促進策を考えるうえで、現状の制度や対応についての問題点などについても検討した。

① 証券業界としての対応

検討過程においては、J-IRISS だけに頼らず証券業界（証券会社）が自ら対応すべきことがあるのではないかと趣旨から次のような意見もあった。

「内部者登録カードの整備は本来、証券会社が顧客から情報を入手し、行うものであるが、顧客からの取引口座約款に基づく届出が必ずしもなされていない現状においては、当該取引口座約款の契約内容の周知も必要ではないか。すなわち、日本証券業協会の規則に基づき、証券会社に口座を開設している顧客は、証券会社と取引口座約款を通じて、その顧客情報の変更については情報提供を行うこととされており、業界としてより一層、その履行について顧客に対し要請を行う必

要があるとともに、例えば、『顧客が上場会社の役員である場合には、J-IRISS の情報提供に協力する』というような約款にすることができないか。』

しかし、他方では、「証券会社の取引口座約款に定められている顧客情報の変更届出を顧客に対し促すことは重要ではあるものの、他の業界でも各種の取引契約にある『住所変更』などの一般的な届出はそれを促すまでに留まっており、役員である（あるいは役員になった）ことの届出を厳格に徹底することは難しく、それゆえに上場会社の理解を得てより一層 J-IRISS の利用を促進する必要がある。」との意見もあり、J-IRISS の利用を促進することの重要性については合意した。

② 上場会社に対する広報

「上場会社の理解を得て登録を促進するうえでは J-IRISS の機能や効能を説くこともさることながら、証券会社の内部者登録制度との関係を上場会社に十分認識していただくことが肝要である。特に J-IRISS に提供いただく個人情報には証券会社に口座開設する際には証券会社に提供している情報であり、新たに特別な個人情報の登録をお願いするものではないこと、また、その登録された個人情報は内部者登録制度の目的外に濫用されるものではないことについてしっかりと認識していただく必要がある。したがって、この点についての周知・広報を十分に行っていく必要がある。」といった意見があった。

4. 登録促進のための具体的な施策（検討結果）

検討を重ねた結果、登録を促進するための具体的な施策については、日本証券業協会及び各証券取引所が一体となって取り組む施策やそれぞれが上場会社との交流が臨める様々な場面を活用して行う施策あるいは各種の書籍などへの記事掲載など可能な範囲で幅広く取り組むことが必要であり、かつ、一定期間継続して取り組むことが重要であるとの考えで合意した。

また、引受業務を行う証券会社に協力を得て、引受業務を通じて上場会社と接する機会を捉えて、J-IRISS への登録を働きかけてもらうことも引き続き検討していくこととした。さらに、上場会社と関係する各種の他団体に対し、J-IRISS の重要性を訴え、登録に向けた上場会社への働きかけに関する協力を依頼することとした。

上記のような検討の結果、次のとおり、登録促進のための具体的な施策を取りまとめた。

[上場会社への直接的なアプローチ]

① 上場会社への個別訪問、個別勧誘

・・・未登録の上場会社を個別に訪問し登録を要請する、あるいは様々な機会を捉えて個別に登録を要請する。

その際、個々の訪問先として、各業界のリーダー的な大手企業を中心にその業界内での J-IRISS 登録に向けた意識を高めるための啓蒙を行うことが必要である。

一方で、起業して間もない会社が多い新興市場に属する上場会社を中心に内部者取引の未然防止に関するコンプライアンス意識をより浸透させるため、広く積極的にアプローチすることも検討していく。

なお、個別会社訪問は、できる限り早期に開始し、中期的な取組みとして粘り強く実施していくことが重要である。

② 未登録の上場会社への登録要請文書の発出

・・・J-IRISS の重要性、メリットなどを広く認識してもらうために、早期に上場会社あてに登録を要請する文書を通知する（日本証券業協会及び各証券取引所が単独又は連名で要請する）。

その際、J-IRISS に関する仕組みやメリットなどをわかりやすく説明したリーフレットを同封するなど、上場会社にアピールする内容の登録要請とすることが必要である。

なお、当該登録要請文書は、半期に一度程度、定期的に発出する。

③ 各種セミナー、フォーラム等での周知

・・・各証券取引所が全国各地で開催している上場会社向けの各種セミナーやフォーラム等で、J-IRISS の登録のメリット、重要性を訴えかけるなど、わかりやすく説明を行い、登録を要請する。

場合によっては、既に J-IRISS に登録している上場会社の役員やコンプライアンスに詳しい弁護士に講演を行っていただくことなども企画する。

④ 上場審査を通じた上場会社への要請

- ・・・証券取引所において、新規上場の際の上場審査を通じて登録を要請し、新規上場会社が確実に J-IRISS に登録を行うよう対応する。

[他の市場関係者を通じたアプローチ]

⑤ 引受証券会社と共同しての働きかけ

- ・・・引受業務を行う証券会社は、引受審査において上場企業のコンプライアンスの取り組み状況を審査することとされていることから、コンプライアンス充実のための方策の一つとして、ファイナンスの引受けを行う際には、J-IRISS への登録状況を把握するとともに、当該上場会社が J-IRISS に登録していない場合は、J-IRISS の重要性を説明して登録を要請するなど、引受業務の一環としての啓蒙活動を行うことについて、日本証券業協会において早急に検討を行うこととする。

⑥ 上場会社と関係する各種の他団体への協力依頼

- ・・・上場会社と関係する各種の他団体（例えば公認会計士協会、監査役協会、コンプライアンスに注力している弁護士など）へ協力を依頼し、他団体から上場会社に対して登録するよう働きかけてもらう。

⑦ 金融庁及び証券取引等監視委員会への協力要請

- ・・・金融庁及び証券取引等監視委員会に対して、上場会社の J-IRISS への登録促進に向けた協力を要請する。

[様々な媒体、ツールを活用してのアプローチ]

⑧ 各種外部書籍等への記事掲載

- ・・・経済誌など外部の書籍等へ記事や広告などを掲載する（既に、旬刊「商事法務」に J-IRISS を含む内部者取引防止への取組みについての対談形式による記事が掲載された）取組みを継続的に行う。

⑨ インターネットホームページでの掲載内容の工夫等

- ・・・日本証券業協会のホームページにある上場会社に向けた J-IRISS のページをよりわかりやすく、見やすい内容になるよう工夫する。

また、各証券取引所のホームページの見やすいところから、日本証券業

協会の J-IRISS のページへリンクを設けるなど、幅広くホームページの活用を検討する。

[その他]

⑩ 上場会社向けのリーフレットの作成

・・・J-IRISS の仕組みや上場会社にとってのメリットをわかりやすく説明したリーフレットを新たに作成し、上記の各施策の中で活用する。

⑪ 登録する者の範囲の拡充

・・・内部者取引の防止については幅広い市場関係者が一体となって取り組むべきであるものの、上場会社の J-IRISS への登録を促進するという立場からは証券業界が率先してその姿勢を示すことも大事なことであり、例えば、上場している証券会社及び登録金融機関（それぞれ、親会社が上場している場合を含む。）にあっては役員だけでなく重要情報に触れる立場の従業員についても J-IRISS へ登録することについて引き続き検討を行うこととする。

以上の具体的な施策については着手できるものから出来る限り早期に実施し、引き続き検討が必要なものについても早急に結論を得て実施に移すこととする。

Ⅲ おわりに

○ 検討チームとしては、今回の検討による J-IRISS への登録促進に向けた各種の施策により J-IRISS への登録会社数が大きく増加していくことを期待するものであり、そのために検討チーム及び関係者も含め、今後の各施策の実施に注力していくとともに、その成果としての登録状況の推移を注視していきたいと考える。そのうえで、各施策の実施後 1 年程度経過したところで（24 年 6 月を目途）、それまで実施した施策に関して十分な検証を行うとともに、その時点における登録状況を踏まえつつ、さらに必要な登録促進策等について検討したいと考える。

そして、J-IRISS の機能が十分に活用されることにより、証券会社における内部者

取引の未然防止の役割がこれまで以上に果たされ、証券市場の公正性確保に大きく寄与することを期待する。

以 上

上 場 会 社 の み な さ ま へ



ご登録のお願い

日 本 証 券 業 協 会
全 国 証 券 取 引 所

誰もが安心して取引できる証券市場を維持することが、 市場関係者に求められる最も重要な課題です。

上場会社各社におかれましては、コーポレート・ガバナンスの一環として、平素よりインサイダー取引をはじめとする、不公正取引の防止に努めておられることと存じます。

しかしながら、現状においても、インサイダー取引に關しての違反事例は後を絶たず、さらには上場会社の役員だけでなく、従業員や重要事実に係る案件に関わった者による違反事例も数多く見受けられるところであります。

証券市場は、我が国経済における公共財であり、その証券市場においてインサイダー取引が発生していることは看過できないものと考えます。

インサイダー取引を防止し、誰もが安心して取引できる証券市場を構築し、維持することが、市場仲介者である証券業者のみならず、発行会社も含めた市場関係者が協力して取り組むべき最も重要な課題だと考えます。

J-IRISS ~その仕組みと機能~

J-IRISS※1（ジェイ・アイリス）とは、上場会社の役員等のインサイダー取引などの不公正取引を未然に防止するためのシステムです（平成21年5月25日に稼働開始）。

上場会社各社から、「自社の役員情報※2」を事前にJ-IRISSにご登録していただき、証券会社各社が自社の顧客情報をJ-IRISS（当該役員情報）と照合することにより、自社の顧客の中に上場会社の役員が存在するかどうかを確認することが可能となります。

証券会社では上場会社の役員である顧客を把握し、その情報を「内部者登録カード」に記載し、日頃から顧客のうちの内部者（役員及び同居者など）の管理をしています。そして、当該顧客との取引において、自社株式の売買注文を受けた際には、例えば

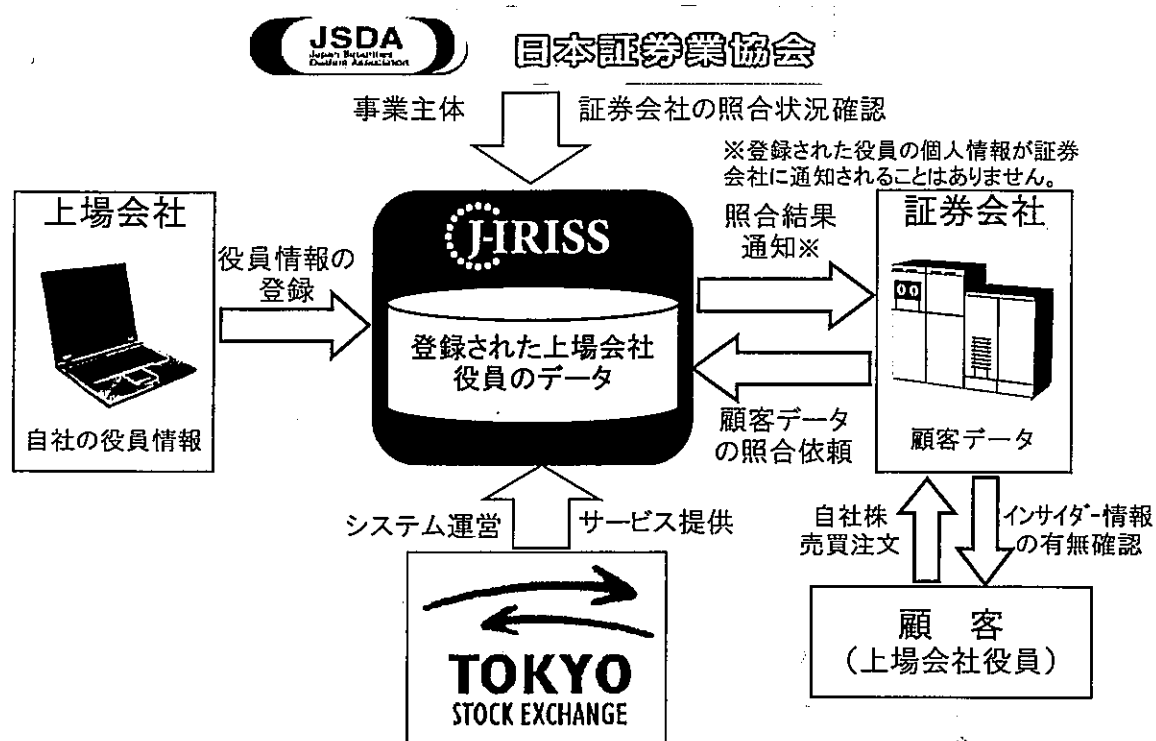
「インサイダー情報(重要事実)をお持ちではないでしょうか？」

といったような確認を行うことで、顧客本人が意図せずに行ってしまうインサイダー取引等について、未然に防止することが可能となります。

※1 J-IRISS：「Japan-Insider Registration & Identification Support System」の略

※2 登録いただく役員情報：①姓名(カナ)、②生年月日、③住所、④会社名、⑤役職名

【J-IRISSの概念図】



J-IRISS～上場会社にとってのメリット～

J-IRISSへご登録いただくことにより、上場会社には次のようなメリットがあります。

- 自社役員及びその同居者(配偶者、親族等)による意図しない不公正取引を防ぐことができます。
 - …会社ではカバーしにくい同居者にも目が行き届きます。
 - …自社の役職員だけでなく、その家族をも法令違反から守るツールです。
- 外部に設置にした法令遵守のアラームシステムとしての機能が期待できます。
 - …社内の規則や取決めなどの実効性を担保するシステムとして使えます。
- 役員による証券取引に関して、次の法令の遵守にも役立ちます。
 - ・ 特定有価証券等の売買等の報告（金融商品取引法第163条）
 - ・ 短期売買利益の返還（金融商品取引法 第164条）
 - …見落としがちな法令ではありませんか。注意が必要です。

！ 取引する個人のリスクだけでなく、会社のリスクにも配慮すべきです。

J-IRISS ~FAQ(よくある質問)~

問1 自社株の売買の禁止など、社内にインサイダー取引に関する防止規定が整備されているため、J-IRISSを利用する必要はないのではないのでしょうか。

社内規定等が整備されていたとしても、それだけでは不十分です。J-IRISSを利用することで、社内規定だけでは対応しきれない、以下のメリットを受けることができます。

- ①役員等の意図せぬインサイダー取引の実際の未然防止機能として利用できます。つまり、社内規定に基づく、実際のチェックの役割が期待できます。
- ②退任した元役員による意図しない不公正取引についても防ぐことができます。
- ③役職員個人にとってのチェック機能だけではなく、会社にとってもコンプライアンスにおけるアラームシステムとして機能することが期待できます。

問2 J-IRISSに登録することで、自分の個人情報証券会社に利用されてしまうのではないのか？
また、個人情報を扱うということでセキュリティは問題ないのでしょうか。

登録いただいた個人情報は、証券会社が照合の対象とするのみで、それらが証券会社に提供されるわけではありませんし、情報の閲覧・検索もできませんので、ご安心ください。

セキュリティにつきましては、上場会社各社からのご登録において、TDnet等と同様に電子証明書をご利用いただき、完全に暗号化された上でデータが送信されるため、盗聴、改ざん等の心配はございません。また、証券会社とJ-IRISSとの間は本協会の会員ネットワーク専用回線で結ばれており、システム上の情報漏えいのご心配もございません。（前ページ 概念図の※ご参照）

問3 利用する際に費用はかかるのでしょうか。

上場会社においては、本システムの維持及び運営等に関する費用は一切かかりません。上記(問2)の電子証明書の費用につきましても日本証券業協会が負担します。

 J-IRISS に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部まで

TEL: 03-3667-8470

E-MAIL: jisyukisei@wan.jsda.or.jp

ホームページ: <http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>

ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を利用した広告 に関する規制のあり方について

平成 23 年 6 月 14 日

日本証券業協会

本年 5 月 13 日に開催された A T C ワーキング・グループにおいて、「ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を利用した広告に関する規制のあり方」に関して議論いたしました結果、下記の提言がございましたので、ご報告申し上げます。

記

【提言内容】

- 「ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を利用した広告に関する規制のあり方」については、以下の点を踏まえ、自主規制企画委員会の下部に設置している「広告等に関するワーキング・グループ」等で検討することが適当である。
 - ① 協会員による SNS を利用した広告等については、今後、増加が見込まれる点
 - ② 米国の自主規制機関が SNS 利用に関するガイダンスを策定している点
- ただし、検討の際には、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 協会員が SNS により正しい情報を発信しても、当該情報が伝播していく過程において、第三者により内容が改変されるおそれがあり、その結果、市場や投資家に影響を与えてしまう懸念もあることから、SNS による情報に関する投資家等への啓発や注意喚起等も必要であること
 - ② SNS のような新たなツールの開発・利用は技術革新であり、証券界は使いこなせず遅れているということにはならないように、建設的に議論すべきであること

以 上